

(別記第9号様式)

返 還 猶 予 申 請 書

平成 年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

修学生番号

住所 〒 —

氏名 ㊟

Tel — —

養成施設名

下記のとおり保育士修学資金について返還猶予を申請します。

貸付期間	累計借入額	返還猶予申請期間
平成 年 月～ 年 月	円	平成 年 月～ 年 月
猶予理由 *該当番号に ○を付ける ()の 該当理由に も○をつけ る	1 貸付解除後も在学中 【添付書類】養成施設在学届(別記第10号様式)、在学証明書 2 都内において保育士業務に従事中 【添付書類】保育士業務従事届(別記第11号様式) 3 やむを得ない事由による(災害、疾病、負傷、出産・介護・人事異動ほか) 【添付書類】当該事実を証明する書類 4 その他	
説明 *具体的に		

上記において2(都内において保育士業務に従事中)を選択された場合は、必ず下記も記入のこと

施設名称			
施設等種別			
所在地	〒 — Tel — —		
従事開始日	平成 年 月 日	雇用形態	常勤・非常勤

上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

従 事 先

管 理 者 職 名

氏 名

社判

(別記第9号様式裏面)

<猶予について> 東京都社会福祉協議会保育士修学資金貸付等事業規則より

(返還の債務の履行猶予)

第13条 次の各号に該当する場合は返還債務の履行を猶予する。

(1) 当然猶予

会長は、保育士修学資金の貸付対象者が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、保育士修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(2) 裁量猶予

会長は、修学資金等の貸付対象者又は保育補助者（以下「貸付対象者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- ① 東京都の区域内において第11条第1項の(1)から(4)までに規定する業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。